

自動車税について

自動車に関する県税

自動車税（県税） ※令和8年4月1日から、自動車を取得したときに課税していた「自動車税環境性能割」が廃止されました。そのため、自動車を保有しているときに課税される「自動車税種別割」が「自動車税」に名称変更されています。

1 納める人（納税義務者）

兵庫県内に主たる定置場のある自動車をお持ちの人が納税義務者となります。

（軽自動車等を除きます。軽自動車には市町の軽自動車税がかかります。）

ただし、割賦販売契約により購入した場合で、売主が所有権を留保している場合は、登録上使用者となっている買主が納税義務者となります。

2 納める額（納税額）

a 乗用車及びキャンピング車

| 総排気量 | 乗用車の年税額（円） | | | キャンピング車の年税額（円） | |
|-------------------|---------------------|----------------------|--------|---------------------|----------------------|
| | 新車新規登録が令和元年9月以前の自家用 | 新車新規登録が令和元年10月以降の自家用 | 営業用 | 新車新規登録が令和元年9月以前の自家用 | 新車新規登録が令和元年10月以降の自家用 |
| 1,000cc以下 | 29,500 | 25,000 | 7,500 | 23,600 | 20,000 |
| 1,000cc超1,500cc以下 | 34,500 | 30,500 | 8,500 | 27,600 | 24,400 |
| 1,500cc超2,000cc以下 | 39,500 | 36,000 | 9,500 | 31,600 | 28,800 |
| 2,000cc超2,500cc以下 | 45,000 | 43,500 | 13,800 | 36,000 | 34,800 |
| 2,500cc超3,000cc以下 | 51,000 | 50,000 | 15,700 | 40,800 | 40,000 |
| 3,000cc超3,500cc以下 | 58,000 | 57,000 | 17,900 | 46,400 | 45,600 |
| 3,500cc超4,000cc以下 | 66,500 | 65,500 | 20,500 | 53,200 | 52,400 |
| 4,000cc超4,500cc以下 | 76,500 | 75,500 | 23,600 | 61,200 | 60,400 |
| 4,500cc超6,000cc以下 | 88,000 | 87,000 | 27,200 | 70,400 | 69,600 |
| 6,000cc超 | 111,000 | 110,000 | 40,700 | 88,800 | 88,000 |

b トラック（主なもの）

| 最大積載量 | 年税額（円） | |
|------------|--------|--------|
| | 自家用 | 営業用 |
| 1 t以下 | 8,000 | 6,500 |
| 1 t超 2 t以下 | 11,500 | 9,000 |
| 2 t超 3 t以下 | 16,000 | 12,000 |
| 3 t超 4 t以下 | 20,500 | 15,000 |
| 4 t超 5 t以下 | 25,500 | 18,500 |

c ライトバン（最大積載量が1t以下の自動車の場合）

| 総排気量 | 年税額（円） | |
|-------------------|--------|--------|
| | 自家用 | 営業用 |
| 1,000cc以下 | 13,200 | 10,200 |
| 1,000cc超1,500cc以下 | 14,300 | 11,200 |
| 1,500cc超 | 16,000 | 12,800 |

※ライトバンとは、トラックのうち、最大乗車定員が4人以上で乗用車に準ずる自動車をいいます。

3 申告及び納める方法

（型式指定車の場合、インターネットから申告・納税できます。（4ページ参照））

自動車を購入したり、登録事項の変更などをしたときは、その日から7日以内（新規登録、変更登録または移転登録を申請するときは、その申請をする際に）に申告書を提出します。

○納める方法

| 区 分 | 納 税 方 法 |
|------------------------------------|--|
| 賦課期日（4月1日）現在に自動車を所有または使用している人 | 県税事務所から送付される納税通知書により、5月中に納めます（5月末日が休日の場合は6月の最初の平日が納期限となります）。 |
| 賦課期日後に新規登録した人 （3月中に新規登録した場合を除く） | 登録の際、神戸運輸監理部兵庫陸運部または同姫路自動車検査登録事務所に隣接する県の窓口で申告し、月割で納めます。 月割の納税額＝ $\frac{\text{年税額} \times \text{登録月の翌月から3月までの月数}}{12}$ |

自動車税のグリーン化

1 初回新規登録から一定年数を経過した自動車に対する特例措置

新車新規登録から一定年数を経過した自動車については、税率が高くなります。

| 対 象 自 動 車 | 新車新規登録時期 | 措置内容 |
|-----------------------------|-------------------------|--|
| 新車新規登録から11年を超えているディーゼル車 | 新車新規登録が平成27年3月31日以前の自動車 | 経過した翌年度から通常の税率より、おおむね15%（バス・トラックは10%）高くなります。 |
| 新車新規登録から13年を超えているガソリン車・LPG車 | 新車新規登録が平成25年3月31日以前の自動車 | |

（注）電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリッド自動車のうちガソリンを燃料とするもの、メタノール自動車、一般乗合用バス、被けん引車は除きます。

2 環境性能の優れた自動車に対する軽減措置

(1) 令和7～9年度（令和7年4月1日～令和10年3月31日）に新車新規登録（注）された下表の自動車については、新車新規登録の翌年度に限り税率が軽減します。

| 対 象 自 動 車 | 措置内容 |
|--|----------------|
| 電気自動車（燃料電池自動車を含む）、プラグインハイブリッド自動車、天然ガス自動車（平成21年排出基準10%以上低減または平成30年排出基準適合） | おおむね75%軽減されます。 |

（注）新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の新規登録をいいます。

(2) 令和7年度（令和7年4月1日～令和8年3月31日）に新車新規登録（注①）された下表の自動車については、令和8年度に限り税率を軽減します。

| 対 象 自 動 車 | 措置内容 |
|--|----------------|
| 営業用乗用車（ガソリン・LPG） 低排出ガス認定車『★★★★』（注②）かつ『令和12年度燃費基準90%達成車』（注③）かつ『令和2年度燃費基準達成車』（注④） | おおむね75%軽減されます。 |
| 営業用乗用車（ディーゼル） 平成30年排出ガス基準適合または平成21年排出ガス基準適合かつ『令和12年度燃費基準90%達成車』かつ『令和2年度燃費基準達成車』 | |

（注①）新車新規登録とは、道路運送車両法第7条第1項の新規登録をいいます。

（注②）『★★★★』とは、平成17年自動車排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物の排出を低減させた車、または、平成30年自動車排出ガス基準値より50%以上窒素酸化物の排出を低減させた車です。

（注③）車検証の備考欄に「令和12年度燃費基準達成車」と記載されます。

（注④）車検証の備考欄に「令和2年度燃費基準達成車」と記載されます。

(3) 環境性能割が優れているとして新車新規登録された翌年度に軽減措置が行われた自動車については、新車新規登録された翌々年度より通常の税率に戻ります。

自動車税の納付場所

自動車税は次の場所で納めることができます。

- ・各金融機関
- ・コンビニエンスストア（バーコード付きの納付書で、コンビニエンスストア取扱期限までのものに限る。）
- ・県税事務所の窓口

また、上記以外でも次の方法で納めることができます。

●スマートフォン決済アプリ【地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書に限りです】

地方税お支払サイトから、納付書表面に印字している地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取り、納付手続をしてください。詳しくは「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

- ※ 令和8年9月に「地方税お支払サイト」から「eLお支払サイト」へ名称変更予定です。
- ※ 金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所窓口では、使用できません。
- ※ 納付書に記載された取扱期限（「コンビニで収納可能な期限」と記載しています。）を過ぎると取扱いできません。

●クレジットカード【地方税統一QRコード（eL-QR）が印字されている納付書に限りです】

VISA、MasterCard、JCB、American Express、Diners Clubのマークがついているクレジットカードが利用できます。

地方税お支払サイトから、納付書表面に印字している地方税統一QRコード（eL-QR）を読み取り、納付手続をしてください。

なお、税額に応じてシステム利用料がかかります。

詳しくは「地方税お支払サイト」（<https://www.payment.eltax.lta.go.jp/>）をご覧ください。

- ※ 令和8年9月に「地方税お支払サイト」から「eLお支払サイト」へ名称変更予定です。
- ※ 金融機関、コンビニエンスストア、県税事務所窓口では、使用できません。
- ※ 納付書に記載された取扱期限（「コンビニで収納可能な期限」と記載しています。）を過ぎると取扱いできません。

●Pay-easy（ペイジー）



「Pay-easy（ペイジー）」に対応したインターネットバンキングや、ATMのメニュー「税金・各種料金の払い込み」から納めることができます。

金融機関ごとに利用できるサービスが異なりますので、詳しくは「Pay-easy」のサイト（<https://www.pay-easy.jp/index.html>）をご覧ください。

!!ご注意ください!!

スマートフォン決済アプリ、クレジットカード、インターネットバンキング、ATM（Pay-easy）で納付された場合、

- ① 領収証書は発行されません。
- ② 自動車税納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）片に領収日付印は押印されません。

これらを必要とされる方は、金融機関等の窓口、コンビニエンスストアで納めてください。

（納税証明書の取扱いについては以下を参照）

納税の方法について詳しくは兵庫県税務課ホームページをご覧ください。[兵庫県 納税方法](#)

納期限までに納めなかった場合

定められた納期限までに納められなかった場合は滞納として、督促状が送付され、本来納付すべき税額のほかに延滞金（年9.1%（※））もあわせて納付しなければなりません。また、滞納したまましていると、財産を差し押さえられるなどの処分を受けることになります。

※ 納期限の翌日から一ヶ月を経過する日までの期間については年2.8%、以後は年9.1%となります。（令和8年1月1日から令和8年12月31日までの割合です。）100円未満の端数があるときは端数を切り捨て、延滞金の額が1,000円未満であるときは、全額を切り捨てます。

継続検査及び構造等変更検査（車検）用納税証明書の取扱いについて

平成 27 年 9 月より、継続検査及び構造等変更検査（車検）を受ける運輸支局において、自動車税の納税確認を電子的に行うことが可能になりました。そのため、車検時に必要となる納税証明書の提示を省略できます。

ただし、納付後、運輸支局にて納税確認ができるまで、おおむね 1 週間かかります。この期間内に車検を受ける場合には、金融機関・コンビニ等の窓口で納付の上、納付書右端の自動車税納税証明書（継続検査及び構造等変更検査用）をご提示ください。

詳しくは、兵庫県ホームページ「自動車税の納税確認の電子化」をご確認いただくか、最寄りの県税事務所までお問い合わせください。（県税事務所お問い合わせ先は 5 ページ参照）

自動車保有関係手続のワンストップサービス（OSS）

1 概要

自動車を保有するために必要な各種手続き（警察への保管場所証明＜車庫証明＞申請、運輸支局への登録申請、県税事務所への自動車税の申告納税など）オンライン申請で一括して行うシステムです。

2 オンライン申請できる手続き

型式指定車の新車新規登録・中古車新規登録・移転登録・変更登録・一時抹消登録・永久抹消登録・移転一時抹消登録・移転永久抹消登録・変更一時抹消登録・記載事項変更

※ 営業用自動車・特殊用途車・減免を申請する自動車・非課税車などについては、オンライン申請できない場合があります。

3 OSS 手続の詳細およびお問い合わせについて

OSS ホームページ (<https://www.oss.mlit.go.jp/portal/>) をご覧ください。

OSS ヘルプデスク（050-5540-2000）

※ 受付時間 8 時 30 分～17 時（年末年始を除く平日）

障害のある方に対する自動車税の減免制度

1 減免対象となる自動車

障害のある方（以下「障害者」）の移手段として、もっぱら継続的に使用される次に掲げる自動車が、対象となります。

減免できる自動車は障害者 1 人に対して 1 台（軽自動車を含む）です。

- (1) 障害者またはその方の親族で生計を一にする方が取得又は所有し、運転する自動車
- (2) 障害者のみの世帯の方が取得または所有する自動車で、その方を常時介護する方が運転する自動車

2 減免申請の手続き（申請者は納税義務がある方です。）

(1) 申請書類について

減免申請する際には、①減免申請書、②障害者手帳（原本）、③運転免許証または免許情報の記録されたマイナンバーカード【マイナ免許証】（原本）、④軽自動車税の減免を受けていない証明書が必要となります。また、申請内容により⑤住民票（原本）、⑥障害者との扶養関係が確認できる書類、⑦常時介護の申立書、⑧今までの減免車を移転・抹消登録した場合は移転・抹消登録が確認できる車検証等（写し）が必要です。（ただし、移転・抹消登録から 1 週間以上経過している場合は不要）

(2) 申請場所について

自動車の取得状況等に応じて、次の窓口にお問い合わせください（5 ページの問い合わせ先を参照）。

- ① 新しく自動車を購入（取得）される場合：自動車税審査課（登録日）

登録地を管轄する県税事務所（登録日の翌日以降）

※新規登録の翌日以降は主たる定置場の管轄県税事務所の自動車税所管課にて申請できますが、申請のあった月の翌月から月割りで減免を行います。

- ② 既に所有している自動車で、新たに自動車税の減免を受ける場合：登録地を管轄する県税事務所

自動車税についてのお問い合わせ・相談は

| 県税事務所 | 所在地 | | 電話 | 担当地域 |
|------------|----------|----------------------|--|----------------------------------|
| 神戸 (注1) | 653-8766 | 神戸市長田区二葉町5-1-32 | (直) (078) 647-9158 | 神戸市東灘区、灘区、中央区 兵庫区、北区 |
| | | | (直) (078) 647-9157 | 神戸市長田区、須磨区、 垂水区、西区 |
| 西宮 (注2) | 662-8503 | 西宮市櫛塚町2-28 | (直) (0798) 39-6113 | 尼崎市、西宮市、芦屋市 |
| 伊丹 | 664-8522 | 伊丹市千僧 1-51 | (直) (072) 785-7451 | 伊丹市、宝塚市、川西市、 三田市、猪名川町 |
| 加古川 | 675-8566 | 加古川市加古川町寺家町天神木97-1 | (直) (079) 421-9271 (直) (079) 421-9023 | 明石市、加古川市、高砂市、 稲美町、播磨町 |
| 加東 (注2) | 673-1431 | 加東市社字西柿1075-2 | (直) (0795) 42-9331 (代) (0795) 42-5111 | 西脇市、三木市、小野市、 加西市、加東市、多可町 |
| 姫路 | 670-0947 | 姫路市北条1-98 | (直) (079) 281-9104 (代) (079) 281-3001 | 姫路市、神河町、市川町、 福崎町 |
| 龍野 | 679-4167 | たつの市龍野町富永字田井屋畑1311-3 | (直) (0791) 63-5130 (直) (0791) 63-5129 | 相生市、赤穂市、たつの市、 宍粟市、太子町、上郡町、佐用町 |
| 豊岡 | 668-0025 | 豊岡市幸町 7-11 | (直) (0796) 26-3628 (代) (0796) 23-1001 | 豊岡市、養父市、朝来市、 香美町、新温泉町 |
| 丹波 | 669-3309 | 丹波市柏原町柏原688 | (直) (0795) 73-3746 (代) (0795) 72-0500 | 丹波篠山市、丹波市 |
| 洲本 | 656-0021 | 洲本市塩屋2-4-5 | (直) (0799) 26-2032 (代) (0799) 22-3541 | 洲本市、南あわじ市、淡路市 |

(注1) 神戸県税事務所と西神戸県税事務所は統合のうえ、令和元年9月9日に新長田合同庁舎（神戸市長田区二葉町5-1-32）に移転しました。

(注2) 西宮県税事務所と加東県税事務所は、令和8年度に事務所の仮移転を予定しています。

- ・ 西宮県税事務所 〒662-0918 西宮市六湛寺町13-9 (R8. 12頃～未定)
- ・ 加東県税事務所 〒673-1431 加東市社1550 (R8. 7頃～R9. 10頃)

自動車税の申告についてのお問い合わせ・相談は

| ナンバー種類 | 県税事務所 | 所在地 | | 電話 |
|--------|-----------------|----------|-----------------|--------------------|
| 神戸ナンバー | 神戸県税事務所 自動車税審査課 | 658-0024 | 神戸市東灘区魚崎浜町33 | (直) (078) 441-0305 |
| 姫路ナンバー | 姫路県税事務所 自動車税審査課 | 672-8035 | 姫路市飾磨区中島福路町3323 | (直) (079) 233-8260 |

県税に関する兵庫県ホームページ「県税のあらまし」 (<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kk22/tax.html>)